

スマート水道メーターを活用した「水道使用量・料金見える化」及び「高齢者等への見守り」に関する 共同研究における個人情報の取扱いについて

本研究における個人情報の取扱いについては、本書（以下「本取扱い」といいます。）をお読みいただき、内容についてご理解及びご同意のうえ、『スマート水道メーターを活用した「水道使用量・料金見える化」及び「高齢者等への見守り」実証実験』に参加いただきますようお願いいたします。

第1条（定義）

本取扱いにおいて別途定める場合を除き、本取扱いに定める用語の定義は以下のとおりとします。

1. 「本研究」とは、富士市と中部電力株式会社及び研究機関・大学等が共同で住民基本情報、各戸に設置したスマート水道メーターの使用量データを基に、水道の連続不使用による異常の検知や判定方法を検証することをいいます。
2. 「回答者」とは、本取扱いに同意のうえ、富士市が別途提示する手続きに従い、参加承諾書を提出し、第3条（本研究で取得する情報）各項に規定する各種情報の提供を行う者をいいます。
3. 「加工」とは、データを加工、編集、統合、分析等することをいいます。
4. 「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律第2条に定める個人情報をいいます。
5. 「取得データ」とは、富士市が本研究のため回答者から取得し、保有する各種情報をいいます。
6. 「派生データ」とは、取得データを加工して作成したデータをいいます。
7. 「取得データ等」とは、取得データ及び派生データを総称していいます。
8. 「利用等」とは、利用、使用、加工、開示、利用許諾、移転、譲渡及び処分等をいいます。
9. 「サーバー」とは、富士市または富士市の委託先が管理するサーバーシステムをいいます。

第2条（本研究の目的）

本研究は、上下水道事業の持続可能で安定した経営及び課題解決に向け、水道のスマートメーターによる検針効率化、市民サービス拡充による水道スマートメーターの付加価値創造についての有効性を測り、その判定方法を検証することを目的（以下「本目的」といいます。）としています。

第3条（本研究で取得する情報）

富士市は、本研究において、以下の各項に掲げる情報（以下「各種情報」といいます。）を回答者より取得します。回答者は、富士市が各種情報を取得すること、取得データをサーバー上に保存すること、及び取得データを本研究の実施のために利用することに同意のうえ、また、回答者と水道の契約名義人が異なる場合には、当該名義人の同意を得たうえで富士市に各種情報を提供するものとします。なお、各種情報について、内容確認や問い合わせのため富士市から連絡をする場合があります。

1. 参加承諾書への記載内容
2. 水道使用実績データ（1時間毎の水道使用量データで、過去のデータがある場合はそのデータを含む）（以下「水道データ」といいます。）
3. アンケートへの回答内容
4. その他本研究の運用過程で取得する情報

第4条（取得データの取扱いについて）

本研究にあたり、取得データの取扱いは、本取扱いのとおりとします。回答者及び水道の契約名義人は、同意書を提出した時点において、本取扱いの適用を受けることについて同意したものといたします。

第5条（本研究と情報提供の関連性）

富士市は、回答者より提供された各種情報をその情報単体及び組み合わせて保存し、第6条（取得した情報の利用目的）第1項に規定する利用目的のために使用します。

第6条（取得した情報の利用目的）

- 1.富士市は、取得データを以下の目的で利用します。
 - (1)本研究を実施するため
 - (2)水道データ取得手続きのため
 - (3)市民サービス向上のための政策的な検討の材料として使用するため
 - (4)公益性を十分に考慮したうえで、匿名化された個人情報を含めた実証実験の成果を公表するため
 - (5)第12条（統計情報と匿名加工情報の第三者への提供）に基づき、取得した個人情報を統計情報または匿名加工情報に加工したうえで自ら利用し、または第三者に提供するため
 - (6)本研究に係る回答者からのお問い合わせ対応のため
- 2.前項に定める目的以外の目的で、富士市が取得データを利用する場合は、利用目的を明示のうえ改めて回答者の同意を得るものとします。
- 3.富士市は、回答者が水道のご利用を中止・終了された後も、取得データについては、引き続き保存または利用することができるものとします。ただし、本研究の終了後は、理由の如何を問わず、取得データ等に含まれる個人情報を利用等してはならず、5年を経過後は受領済みの個人情報（複製物を含む）を全て廃棄または消去しなければならないものとします。
- 4.富士市は、回答者が水道のご利用を中止・終了された後も、既に本研究で分析した結果または生成した派生データについては、個人を識別できないよう加工を行った場合のみ、引き続き保存または利用することができるものとします。
- 5.富士市は、以下のいずれかの場合を除き、取得データを第三者へ提供しません。
 - (1)あらかじめ回答者から同意を得ている場合
 - (2)第12条（統計情報と匿名加工情報の第三者への提供）に基づき取得データを加工したうえで提供する場合
 - (3)法令または官公庁の要請により開示が必要な場合

第7条（取得データ等の利用条件）

- 1.富士市は、取得データ等を本取扱いに記載する条件の範囲内でのみ利用します。
- 2.本取扱いで明示的に規定される場合を除き、取得データ等について開示、内容の訂正、追加または削除、利用の停止、消去及び提供の停止は、富士市が対応します。
- 3.本研究における個人情報の収集・利用・管理について、本取扱い内で定めがないものに関しては、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令及び個人情報保護委員会の個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（行政機関等編）に基づいて適切に取り扱うものとします。

第8条（提供の停止の申出）

富士市は、回答者から各種情報の提供の停止の申出を受けた場合、回答者が不利益を被ることがないように十分な配慮を行い、速やかに受領した個人情報（複製物を含む）を、廃棄することとします。

第9条（取得データ等の管理・保管等）

- 1.富士市は、取得データ等を自己の有する他の情報と明確に区別して善良な管理者の注意をもって管理・保管し、適切な管理手段を用いて管理措置を講ずるものとします。
- 2.富士市は、取得データ等に含まれる個人情報について、個人情報保護法を遵守して、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
- 3.富士市は、取得データ等に含まれる個人情報の取扱者を必要最小限の者に限定し、また、本研究に關与する者に本取扱いの内容を遵守させ、これらの者による本取扱いの違反について責任を負うものとします。
- 4.富士市が作成した統計情報及び匿名加工情報については、本研究終了後も使用可能なものとします。

第 10 条（個人情報保護管理責任者）

取得データに含まれる個人情報の個人情報保護管理責任者は、以下とします。

富士市：上下水道営業課長

第 11 条（委託）

富士市は、取得データの適切な取扱いに関する契約を締結したうえで、本研究のために必要な業務を他の事業者へ委託する場合があります。

第 12 条（統計情報と匿名加工情報の第三者への提供）

富士市は、保存した取得データを以下のとおり加工したうえで利用し、また、研究機関・大学等の第三者（以下、第三者という）へ提供します。

- 1.個人が識別できないように統計化処理して統計情報を作成し、これを研究・学会発表、マーケティングに利用し、または研究機関・大学等の第三者に提供する。
- 2.特定の個人を識別することができないように取得データを加工して得られる個人に関する情報であって、加工前の取得データに含まれていた個人情報を復元することができないようにした情報（以下「匿名加工情報」といいます。）を作成し、第三者が本研究に利用する。
- 3.第三者は、匿名加工情報を元に特定の個人を識別する行為をしてはならず、また、富士市は提供する情報が匿名加工情報であることを明示したうえで、第 13 条（匿名加工情報）で示す内容の匿名加工情報を第三者に提供する。

第 13 条（匿名加工情報）

富士市は、以下のとおり、匿名加工情報の作成と第三者への提供を法令で認められた範囲で行います。

1.富士市は、匿名加工情報の作成方法として、個人情報の保護に関する法律及びその関係法令、その他個人情報保護委員会等の行政機関のガイドライン等で定める加工基準に沿って、取得データを加工し匿名加工情報を作成します。

- (1)特定の個人を識別できる記述の全部または一部の削除
- (2)個人識別符号の削除
- (3)情報を相互に連携する符号の削除
- (4)特異な記述の削除
- (5)その他、富士市が必要と考える措置（個人の特定につながる可能性がある特異な処理結果の置き換え等）
- (6)なお、削除とは元の情報に復元することのできない仮 ID 等に置き換えること等の処理を含む

2.匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目、第三者への提供方法

(1)情報の項目

取得データを本条の匿名加工情報の作成方法に従い、匿名加工した情報。

(2)提供方法

暗号化後、電磁的な方法による送付（メディア媒体による送付も含む）またはクラウド環境における送信。

第 14 条（統計情報及び匿名加工情報の第三者提供の停止要求）

1.富士市は、回答者から第 12 条（統計情報と匿名加工情報の第三者への提供）及び第 13 条（匿名加工情報）に規定する第三者への提供の停止の求め（以下「第三者提供の停止要求」といいます。また、以下、本条において統計情報及び匿名加工情報を併せて「統計情報等」といいます。）を受けた際、当該回答者が指定した情報の第三者への提供を停止します。停止を希望する場合は、富士市所定の方法で行ってください。

2.回答者は、前項による第三者提供の停止要求がなされた場合でも、第三者提供の停止要求の完了以前に取得データ等に基づき作成した統計情報等及びその他の情報（個人を識別する情報を含まない場合に限る）に関しては、第三者提供の停止要求の対象から除外されることに同意するものとします。

第 15 条（本取扱いの変更）

- 1.富士市は、取得データ等のより適切な保護を図るため、または法令その他の規範の変更等に対応するため、取得データ等の取扱いに関する運用状況を適宜見直し、必要に応じて、本取扱いを予告なく変更することがあります。
- 2.富士市は、本取扱いの変更後の内容については、回答者が富士市に提出した同意書に記載の住所への訪問または電話番号への架電等の方法から、富士市が適当と判断した方法にて通知を行うものとし、法令において認められる限度において、変更後の取扱いに基づいて取得データ等（変更前に取得したものを含みます）を取扱います。本取扱いの変更内容は、富士市公式ウェブサイト上で公開した時点から、変更の効力が生じます。変更の効力が生じた後、本研究に協力された回答者は、本取扱いの変更内容に同意したものとみなします。
- 3.前項の規定にかかわらず、法令上、回答者の同意やあらかじめの通知等が必要となるような内容の変更の場合は、変更の効力は、変更内容の通知が富士市より発信された後、富士市が、回答者から対面またはその他の手段にて同意の連絡を受信した時点より、同意された回答者に対してのみ生じるものとします。

以上

【制定日：令和 7 年 6 月 6 日】